

斐川町商工会報

斐川町商工会

〒699-0505 出雲市斐川町上庄原 1749-3

☎:0853-72-0674 FAX 0853-72-0765

URL:http://hikawa.shoko-shimane.or.jp/

E-mail:hikawasho4011@shoko-shimane.or.jp

会員の皆さまへ

今こそ、未来を描く第一歩!



未来への一步は「経営計画」から

～会社の強みを活かし、次の成長へつなげましょう～



物価高騰や人手不足、消費者ニーズの変化など、事業を取り巻く環境は大きく変化しています。

このような時代だからこそ、自社の現状を見つめ直し、

「これからどんな会社を目指すのか」を整理することが大切です。

その道しるべとなるのが「経営計画」です。

経営計画は難しいものではありません。

会社の将来像を描き、その実現に向けて何をすべきかを考える「未来への設計図」です。



経営計画を作ることのでられること



目標がはっきりする

会社の進む方向が明確になり、日々の判断に迷いが少なくなります。



強みと課題が見えてくる

自社の魅力や改善すべき点を整理し、次の一手を考えやすくなります。



補助金や融資の活用にも役立つ

事業の将来性を分かりやすく伝える資料として活用できます。



社員と同じ方向を向いて進める

目標を共有することで、組織全体の力を結集しやすくなります。



商工会が皆さまのチャレンジを応援します!

「何から始めたらいいかわからない」「計画書を作ったことがない」そんな方もご安心ください。

商工会では、次のようなサポートを行っています。



経営課題の整理

現状と一緒に整理し、課題を明確にします。



売上アップ・販路開拓のご相談

売れる仕組みづくりや新たな販路の開拓を支援します。



補助金・融資の活用支援

各種補助金や融資制度の活用をご提案します。



経営計画の作成サポート

専門家が計画書の作成を一緒にお手伝いします。



計画の実行・見直し

計画の進捗を確認し、必要に応じて見直しをサポートします。

お気軽に
ご相談
ください!



経営のお悩みや新たな取組について「何から始めればいいのかわからない」という方も、まずはお気軽に商工会へご相談ください。

島根県最低賃金が 1,092 円に改定されます！～10月10日から～

令和8年10月10日（土）から、島根県最低賃金が現在の1,033円から59円引き上げられ、時間額1,092円となります。

💰 1,033円 → 1,092円/時間

+59円の引上げ

パート・アルバイトを含め、原則として県内で働くすべての労働者に適用されます。

👁️ 事業者の皆さまは施行前にご確認を！

☑ 従業員の時間給 ☑ パート・アルバイトの賃金

☑ 月給制従業員の時間額換算 ☑ 給与計算の設定

10月10日以降の賃金が最低賃金額を下回らないよう、今一度ご確認ください。

※特定の産業には、より高い「特定（産業別）最低賃金」が適用される場合があります。

将来の備えと万一の保障を「商工貯蓄共済」「福祉共済」で

商工貯蓄共済は、毎月一定の掛金を積み立てながら、同時に生命保障を備える事ができる制度です。事業を続けていくうえで大切な「将来への資金準備」と「万一への備え」を一つの制度で考えることができます。

また、福祉共済は商工会員だけが入れる特別な制度で、けが・病気・がんまで幅広いの補償し、熱中症も補償の対象となります。

この機会に事業者はもちろん、従業員の方にも、お得な共済制度としてご検討いただきますよう、よろしくをお願いします。

☆現在ご加入中の保険（共済）等の見直しをしてみたい方は、
島根県商工会連合会の保険アドバイザーによる無料保険相談
も随時受け付けておりますので、ぜひ商工会までご連絡ください。

ぜひ、保険相談を検討ください
by 服部
アドバイザー



斐川町商工会 ☎ 72-0674

令和8年度税制改正について

令和8年度税制改正にて、「青色申告特別控除の見直し」、「インボイス制度の経過措置の延長」、「基礎控除額の見直し」「給与所得控除額の見直し」等が行われました。

青色申告特別控除の上限額が、「優良な電子帳簿の保存」または「デジタルシームレス保存」の条件を満たすと65万円から75万円となります（令和9年分申告より）。詳しくは右記のQRコード（国税庁からのお知らせ）からご確認ください。



令和9年分の申告からの控除をご希望の場合、令和8年中に条件に合った会計ソフトの導入が必要となります。今までは書面で申告されていた事業所におかれましては、この機会に導入をご検討ください。

斐川町商工まつりを開催します！

令和8年10月11日（日）、JAしまね本店斐川事務所前駐車場（JA全農）を会場に、第52回斐川町商工まつりを開催します。

開催にあたり、会員の皆様には協賛金や協力金等にご協力いただき誠にありがとうございました。

当日はAKIRAさんや甘酸っぱいリズム、カニクリームコロッケさんのステージ、ふれあい市、露店エリアなど、商工会らしさを活かした催し物を多数企画しております。是非、ご来場ください。

詳しくは10月5日（月）の山陰中央新報の折り込みチラシをご覧ください。



女性部コーナー

■活動報告

【令和8年度中四国ブロック商工会女性部交流会】

9月2日（水）に香川県「サンポートホール高松」にて中四国ブロック商工会女性部交流会が開催され、基調講演並びに主張発表大会が行われ、当女性部からは10名が参加しました。

基調講演では、「背伸びしてみませんか？」と題して、アイル・パートナーズ(株)代表取締役会長の真鍋洋子氏が、人生や仕事において、少し背伸びをして新たなステップへ進んだ経験を語られました。



主張発表大会では各県9人の代表が登壇。特に今年度は、島根県代表として、当女性部の小谷部長が「女性部活動に参加して得た経験や思い」について発表されました。

惜しくも最優秀賞には一步届きませんでしたが、何度も練習を重ね努力された成果を存分に発揮され、堂々と話される姿に感動いたしました。最優秀賞には愛媛県代表の方が受賞され、全国大会へ出場されます。

来年度は島根県が幹事となり、当交流会が島根県で開催される予定となっておりますので、何卒ご協力をお願いいたします。

【フードドライブ活動（御礼）】

8月24日（月）～9月7日（月）で活動を行ったところ、多数の食料品、日用品のご寄付をいただき、誠にありがとうございました。

皆様からご寄付いただいた食料品、日用品については、9月8日（火）に社会福祉協議会斐川支所へ寄贈させていただきました。今年度も大変喜んでいただいております。

次回は来年1月または2月に募集を行う予定としておりますので、引き続きご協力をお願いいたします。



★今後の女性部活動について

- ・10月11日（日）斐川町商工まつり出店
- ・10月26日（月）～28日（水）

青年部・女性部全国組織化60周年記念大会（東京都）

- ・11月6日（金）ふれあい交流会 ※救急講習とお食事会
（斐川町商工会館）
- ・11月16日（月）出雲ブロック商工会女性部研修大会
（斐川フラワーホール）

- ・12月11日（金）ひかわのおしゃべり夜カフェ（斐川町商工会館）
※夜カフェの詳細は同封のチラシをご覧ください。

女性部活動をInstagramで
発信しています！ご覧ください！



是非、フォロー
お願いします！

【担当：三浦、加藤、塩野 TEL：72-0674】

事業承継 税理士相談のお知らせ（相談無料）

事業承継に関する「無料税理士相談」を実施しています。
後継者への承継方針の検討や、現在の課題整理などについて、個別にアドバイスいたします。事業承継は早めの準備が成功の鍵です。

対 象 市内で事業を営む中小企業の経営者、またはその家族
相談内容 事業承継の方針、現在の課題整理など
相談期間 令和9年2月28日（日）まで
申込方法 電話、FAX、メール
※詳しくは同封のチラシをご覧ください。

申込・問い合わせ先
出雲市商工振興課
☎21-6541 FAX21-6838
✉shoukou@city.izumo.shimane.jp



安心を明日につなぐ

県共済の 火災共済

◆総合火災共済の補償内容

- 加入手続きが簡単です。
- 万一の場合、直ちに査定を行い、簡単な手続きで共済金を支払います。
- 地域に密着した商工会等を通じて取り扱います。

- ◇火災 ◇落雷 ◇破裂または爆発 ◇風災・雪災
- ◇物体の落下・衝突 ◇騒じょう・労働争議
- ◇水ぬれ ◇盗難 ◇水災 ◇臨時費用
- ◇残存物取片づけ費用 ◇失火見舞費用
- ◇地震火災費用 ◇修理付帯費用
- ◇損害防止費用

◇お申し込み・お問い合わせ◇

島根県火災共済協同組合 ☎0852-21-0249
〒690-0886 松江市母衣町55-4

斐川町商工会 ☎0853-72-0674
〒699-0505 出雲市斐川町上庄原1749-3

(一財)島根県東部勤労者共済会

ジョイメイトしまねが 社員の皆様の 福利厚生を サポートします!

会費 一人月額1,000円
(年間12,000円)

JOYMATE
ジョイメイトしまね

ジョイメイトしまねに加入すると以下のようなサポートが受けられます。

健康診断 上限6,000円補助	インフルエンザ予防接種 1,000円補助 (1回/年度)	歯科健診 (歯科治療含む) 600円補助 (1回/年度)
永年勤続 5年に1度 5,000円～10,000円給付	祝金・見舞金給付 (例) 結婚祝金20,000円	お食事割引券 (指定店) 抽選で 1,000円プレゼント
忘・新年会 (指定店利用) 宿泊付き又は日帰り (1回/年度) 宿泊付き 2,000円・日帰り 1,000円	ジョイメイトしまね推奨ツアー 1,000円～10,000円補助	割引指定店 約400店舗
ETC装着セットアップ 2,000円補助 (1回/3年度)	熟年夫婦旅行 隔年 10,000円割引	ドライブレコーダー購入 2,000円補助 (1回/3年度)
ツアー (指定の旅行代理店) 2,000円割引	隠岐汽船 (1回/年度) 1,000円割引 (隠岐地区会員は3,000円)	記載のサービスは一例です。 令和8年4月1日現在

「1,995事業所・29,552人」をサポート中! まずはお電話下さい!

ジョイメイトしまね
☎(0852)28-6555

加入のお申し込みは、斐川町商工会（☎0853-72-0674）までお願いします!

出産後の 職場復帰に

取り組む企業を応援します

労働者が出産後も継続することなく育児休業を取得し、安心して働き続けることができる職場環境づくりに取り組む中小・小規模事業者等に奨励金を支給します。

働きやすく、子育てや介護もしやすい職場がうれしいね！

子育て・介護と

両立できる職場づくりに
取り組む企業を応援します

子育てや介護と仕事を両立することができ、労働者が安心して働き続けることができる職場環境づくりに取り組む中小・小規模事業者等に奨励金を支給します。



子育て・介護と
両立しやすい職場づくり奨励金

.....上限20万円
[1 制度導入]
10万円

以下のいずれかの制度を新たに導入し、子育てや介護をしている労働者が制度を一定以上利用した場合に、奨励金を支給します。

- 支給区分1：時間単位の年次有給休暇制度
- 支給区分2：育児短時間勤務制度、介護短時間勤務制度、始業・終業時刻の繰上げ繰下げ制度、フレックスタイム制度



出産後職場復帰奨励金

労働者数30人未満の事業所

はじめて申請する場合

2回目以降

20万円/人 **10万円/人**

労働者数30人以上50人未満の事業所

10万円/人

出産した労働者が、育児休業を3ヵ月以上取得し、その労働者を、職場復帰後3ヵ月以上雇用している場合に、奨励金を支給します。



対象事業者：島根県内に本社（または主たる事業所）がある中小・小規模事業者等（社会福祉法人、医療法人、NPO法人、個人事業主なども対象です）

対象事業所：常時雇用する労働者数50人未満の島根県内の事業所

申請期間：対象となる労働者が要件を満たした日の翌日から起算して**6ヵ月以内**

詳しい内容・申請方法は、お近くの商工会までお問い合わせください